当院からのご案内

■ 当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

▫　電子的歯科診療情報連携体制整備加算2

当院では、オンライン資格確認システム、電子処方箋、電子カルテ情報共有サービス等を活用し、他の医療機関と診療情報を連携しながら質の高い医療を提供する体制を整備しています。マイナンバーカードの健康保険証としての利用（マイナ保険証）を推進しており、取得した診療情報を診察室等で活用して診療を行っています。なお、当院では個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。患者さまにおかれましては、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

▫　歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

▫　歯科外来診療医療安全対策1

・当院では安全性の高いよりよい医療を提供し、患者さまに安心して治療を受けていただくために、十分な装置・器具を有しております。
・AEDを設置しており、医療安全に配慮しています。
・医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。
・歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備しています。

▫　歯科外来診療感染対策1

当院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

▫　歯科治療時医療管理

患者さまの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

▫　口腔管理体制の強化

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

▫　口腔機能実地指導料

当院では、口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の概要、検査法、訓練法及び実地指導方法等に係る所定の研修を受講した歯科衛生士を配置しています。歯科医師の指示に基づき、患者さまの口腔機能に関する専門的な実地指導を行う体制を整えています。

▫　歯科訪問診療料の注15に規定する基準

在宅で療養している患者さまへの診療を行っています。

▫　手術用顕微鏡

複雑な根管治療及び根管内の異物除去を行う際には、手術用顕微鏡を用いて治療を行っています。

▫　歯科技工士との連携1・2

患者さまの補綴物製作の際、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。
また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施します。

▫　光学印象

患者さまのCAD/CAMインレーの製作に際し、デジタル印象採得装置を活用して、歯型取りなどの調整を実施しています。

▫　CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

▫　歯根端切除手術

手術用顕微鏡を用いて治療（歯根端切除手術）を行っています。

▫　クラウン・ブリッジの維持管理

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

▫　歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

当院ではベースアップ評価料を届出し算定しています。 患者さまの診療費に下記項目が加算されますので、ご理解とご協力をお願いします。

・1.初診時

・2.再診時

・3.訪問診療時

イ　同一建物居住者等以外の場合

ロ　イ以外の場合

※本評価料は、医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としています。

▫　歯科技工所ベースアップ支援料

当院では、補綴物（かぶせ物・入れ歯等）の製作を委託する歯科技工所と連携し、歯科技工士の処遇改善（賃上げ）を目的とした歯科技工所ベースアップ支援料を算定しています。算定した点数の全額は、委託先の歯科技工所への委託費の増額分として還元され、歯科技工士の安定的な人材確保と質の高い技工物の提供体制の維持に活用されます。

やまだ歯科